

○牧之原市地区における絆づくり事業等補助金交付要綱

平成26年4月1日

告示第104号

改正 平成29年3月31日告示第61号

令和8年4月1日告示第51号

(趣旨)

第1条 市長は、牧之原市自治基本条例（平成23年牧之原市条例第2号）第13条の規定に基づきまちづくり活動を支援するため、地区自治推進協議会や市民活動団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり活動 生活基盤及び歴史・文化を共有する地区において行われる、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための活動をいう。
- (2) 地区 小学校区を単位とする地域である相良地区、片浜地区、菅山地区、萩間地区、地頭方地区、川崎地区、細江地区、勝間田地区、牧之原地区及び坂部地区をいう。ただし、片浜地区は相良小学校への統合前の片浜小学校区とする。
- (3) 地区自治推進協議会 牧之原市自治振興協力委員設置規則（平成17年牧之原市規則第5号）第8条に規定されている地区自治推進協議会をいい、地区におけるまちづくりを総合的かつ主体的に担うことを目的とする団体で、当該地区に住所を有する者、これらの者の地縁に基づいて形成された団体等で構成され、自律的な運営が行われるものをいう。
- (4) 絆づくり事業 地区自治推進協議会が実施するまちづくり活動をいう。
- (5) 市民活動団体 地域の課題解決のため、公益的な目的を持ち、市内に事務所等をおき主に市内で自主的に活動する団体（NPO法人、ボランティア団体、任意団体、公益法人等を含む。）をいう。

(補助の対象及び補助率等)

第3条 補助の対象及び補助率等は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、事業の実施に必要があるときは、補助金の概算払を申請することができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の補助金の概算払について、必要があると認めるときは、これを承認し、概算払することができる。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

（1） 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。

（変更の承認申請）

第7条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 変更事業計画書（様式第2号）

（2） 変更収支予算書（様式第3号）

（変更の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第2号）

（2） 収支決算書（様式第3号）

（交付の確定）

第10条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（概算払の請求手続き）

第12条 概算払の請求をする必要があるときは、概算払の承認を受けた後、概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、偽りその他不正の手段により交付の決定及び確定を受けたとき、又は第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、期限を設けて返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日告示第61号）

この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日告示第51号）

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

補助の対象		補助率等
事業	経費	
地区自治推進協議会が実施する地区における絆づくり事業。ただし、別表第 2 に掲げる事業を除く。	地区自治推進協議会が実施する当該事業に要する経費。ただし、別表第 3 に掲げる経費を除く。	地区における絆づくり事業に要する経費以内とする。ただし、1 地区30万円を限度とする。
5 人以上の者で組織する市民活動団体が市内全域を対象に実施する公益的な事業。ただし、別表第 2 に掲げる事業を除く。	市民活動団体が実施する当該事業に要する経費。ただし、別表第 3 に掲げる経費を除く。	市内において市民活動団体が実施する、公益事業に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とする。ただし、1 団体 3 万円を限度とする。

別表第 2 （別表第 1 関係）

補助対象外事業
(1) 国、県又は市その他の補助制度の対象となっている事業 (2) 設備、備品の整備が主要目的とみなされる事業 (3) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業 (4) 特定の個人又は団体の営利を目的とする事業 (5) 公の秩序、善良の風俗に反する事業

別表第 3 （別表第 1 関係）

補助対象外経費
(1) 事務所等の維持管理費 (2) 賞品、景品、記念品等の報償費（事業目的を周知するためのものを除く） (3) 謝礼金及び人件費（講師等の謝礼金は除く） (4) 旅費、食糧費（講師等の事業に関わるものは除く） (5) その他、市長が適当でないと認めた経費

